

(様式 1 - 3)

矢吹町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	子ども屋内運動場整備事業	事業番号	B-1-1
	4		子ども屋外運動場整備事業		B-1-2
交付団体	矢吹町		事業実施主体	矢吹町	
総交付対象事業費	B-1-1 : 553,343 (千円)		全体事業費	B-1-1 : 553,343 (千円)	
	B-1-2 : 64,149 (千円)			B-1-2 : 64,149 (千円)	
事業概要					
<p>事業の概要</p> <p>矢吹駅近隣の中心市街地に、地域開放型の屋内運動場及び環境整備をした屋外運動場等を整備する。 (詳細については別紙「設計図」及び「配置図」のとおり)</p> <p>定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性(制度要綱第5の4の一)</p> <p>まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・第5次矢吹町まちづくり総合計画 <p>「安心して子どもを育てることができる環境づくり」を策定し、健全な子どもの育成を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・矢吹町復興計画 <p>「未来を担う子どもたちの育成」を策定し、安心して子どもを育む環境の整備を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none">・矢吹町除染実施計画 <p>除染実施計画による除染を実施し、子どもたちが元気に運動できる環境整備に努めている。</p>					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
<p>原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障(制度要綱第5の1)</p> <p>(別紙1)参照</p> <p>【子どもの運動機会の確保のための事業】</p> <p>事業実施の必要性(制度要綱第5の1)</p> <p>震災後十分に運動できていない子どもたちや仮設住宅で避難生活を送る子どもたちを対象として、屋内運動場等を新設し、安心して運動できる環境を整備するとともに、利用促進としてソフト事業を実施し、子どもたちの運動習慣の定着と低下傾向にある運動能力の向上を図る必要がある。</p> <p>本事業は、復興交付金で整備予定の災害公営住宅等の建設とともに、町復興の核として中心市街地の活性化に結び付け、本町より流出した人口及び児童数の回復を目指す。</p> <p>震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと(制度要綱第5の4の二)</p> <p>子どもたちの運動能力は低下の傾向にあり、各小学校にて実施している「新体力テスト」の結果は、震災前と比較し合計点平均で19点の減、特に低学年(1・2年生)の低下が顕著となっている。</p> <p>(別紙1)参照</p> <p>地方公共団体における既存の運動施設が不足していること(制度要綱第5の4の二)</p> <p>既存の屋内施設(体育館)は大人や中学生以上のスポーツが主であり、小学生低学年以下の子どもの運動の機会確保のための施設が不足しているため、屋内の安全な環境で運動するためには県内中部の都市部へ移動しなくてはならず、定期的な運動をすることが困難な状況にある。特に幼児等の小さい子どもたちは運動場所が限定されており、近隣市町村の屋内運動場へは車で約20分~30分程度と、生活圏内における</p>					

本件同様程度の屋内運動場の不足状況から、町内だけではなく周辺地域での運動環境の整備・確保が求められている。

また屋外の運動施設については、公園等の施設をはじめ既に除染を終了しているが、震災直後に公園等の広場がガレキの一時仮置場等になった経緯等から除染だけでは不安を払拭できず、公園での運動を控えている傾向にあり屋外の運動が困難な状況にある。町内のグラウンド等についても震災以降利用者が減少しており、子どもたちへの安全な屋外運動場の整備が求められている。

(町内の大池グラウンドでは震災前の年間利用者 3,497 人から 1,973 人の 56%となった)

施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること(制度要綱第 5 の 4 の二)

子どもたちの運動能力の低下を懸念する保護者等からは、屋内運動場及び安全な屋外施設の新設が要望されているが、屋内運動場等が近隣に無いことから早急な対応が求められている状況にある。

屋内運動場等の整備後は、より多くの子どもたちに使用してもらうため、町内の幼稚園及び保育園と連携して、平日の午前は日替わりで各 1 園ずつの利用を実施し、平日の午後と休日については終日一般開放とする。毎日約 50 名程度の利用を見込むことから面積を 2050 m²とし、広いスペースを活用して屋内の幼児スペースと屋外の小学生以上のスペースに分けることで年齢層ごとの運動を可能とし、効率性及び安全面を考慮する。管理に関しては指定管理によるものとし緊急時等には随時対応する。

*施設構造及び利用見込み等の詳細については、(別紙 2) 参照

< 利用想定及び費用対効果 >

一日の利用想定見込数 50 名(累計見込数: 月間 1,500 名、年間 18,000 名)

(利用者の想定内訳: 幼稚園・保育園児 25 名、各スポーツ団体 15 名、その他一般来場者 10 名)

土日を含む毎日一般開放する予定としており、平日の午前については幼稚園・保育園への貸出により毎日 25 名程度の利用を見込む。午後は一般開放のみとし、各スポーツ団体や保護者同伴の幼児を含む約 25 名程度の利用により一日累計 50 名の利用者を見込む。休日については、休みの子どもたちの多くの利用が見込まれるほか、フットサル大会等のソフト事業の実施により、平日同様程度(1日 50 名)の集客を見込む。整備面積 2,050 m²を有することで、幼児用の屋内と小学生以上の屋外のスペースに分けることが可能となり、年齢層ごとによる効率的かつ活発な運動を促進する。また、既存の屋内施設(体育館)は大人や中学生以上のスポーツが主であり、小学生低学年以下の子どもの運動の機会確保のための施設が不足していることによる必要性に加え、平日午前の幼稚園・保育園への貸し出し(20~30 名程度の利用)や各種ソフト事業実施による、継続的な安定利用が見込まれることから費用対効果が高く効率的な事業である。

地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること(制度要綱第 5 の 4 の二)

本件予定地は町の中心市街地に位置し、また矢吹駅の東口に隣接していることから周辺地域の住民が周知しやすい位置にあるとともに、駅への接続も町道の「四季彩通り」により拡張整備されているため、郊外の住民や近隣市町村も含め交通の利便性が高い。また、駅内部は町の東西を結ぶ連絡通路になっており安全かつ簡単に移動できることから、小学生等を含む多くの来場が見込まれる。

周辺地域(泉崎村・中島村・鏡石町)においても同様施設は存在しないため、町の郊外地区(中畑・三神地区)や町外からも多くの来場が見込まれる。また来場の際は車で来ることが予想されるため、駐車場を整備し来場しやすい環境を整備する。

整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組(制度要綱第 5 の 4 の二)

・「子どもフットサル大会」の開催。

- ・年間約6回実施している「子育てひろば」の開催地とする。
- ・地区の幼稚園や小学校と連携し年間を通じての利活用の推進。
- ・広報・HP等でのPRによる多くの住民への利用呼び掛け。
- ・効果促進事業として、来場者用の駐車場の整備。 詳細（別紙2）参照

効果の検証方法

従来から各学校にて行っている「新体力テスト」の結果をモニタリングし、震災前との比較と今後の運動能力向上の検証を実施する。

効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	